

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	早河 幸治
登録番号又は法人番号	11081602
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	早河行政書士事務所
事務所所在地	千葉県千葉市稲毛区穴川二丁目1番9号
処分年月日	令和元年12月12日
処分内容（種類）	3ヶ月の会員の権利の停止 (令和2年1月6日から令和2年4月5日まで)
上記処分をした理由	早河幸治会員は、依頼人から遺言書で指定された相続不動産につき、登記手続きを依頼され、登記申請書を作成した。(行政書士法第10条及び第13条、千葉県行政書士会会則第19条違反)
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条及び第13条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 千葉県行政書士会会則第19条 会員は、常に法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、品位を保持し誠実にその業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研さんに努めるとともに、行政書士並びに本会の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。